

令和2年度 神奈川支部事業計画について

令和 2 年度 事業計画 (神奈川支部)

令和 2 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	平成 31 年度 全国健康保険協会神奈川支部
<p data-bbox="152 416 826 448">I. 令和 2 年度の協会けんぽ神奈川支部運営の基本方針</p> <p data-bbox="152 499 1133 647">平成 3 0 年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉スタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）や第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。</p> <p data-bbox="152 660 1133 767">令和 2 年度はアクションプランの最終年度である。このため、令和 2 年度においては、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各 K P I を確実に達成すべく、令和 2 年度の神奈川支部運営の基本方針は以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="168 820 1133 927">(1) 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p data-bbox="168 979 1133 1128">(2) 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定健康指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組む。</p> <p data-bbox="168 1181 1133 1287">(3) 上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、O J T を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p data-bbox="206 1300 539 1332">また、内部統制の強化を行う。</p>	

令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部

Ⅱ. 主な重点施策と具体的な取組

1. 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。

(1) サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする

【参考】令和元年度実績 100%（9月末現在）

- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92.3%以上とする

【参考】令和元年度実績 92.1%（10月末現在）

(具体的な取組)

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。
- ・現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。
- ・サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。
- ・「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。

(6) サービス水準の向上

■ KPI：

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする

【参考】平成30年度実績 100%（9月末現在）

- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする

【参考】平成29年度実績 86.8%

(実施策)

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等(サービススタンダード)は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)については概ね21営業日での支払いとする。
- ・ホームページの整備を行い、ホームページへの誘導を行うことで来訪者数を削減する。また、電話応対時に郵送による申請を促進する。
- ・サービス水準の向上のため、CS研修及び各種実務研修を行う。
- ・「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、自支部の改善事項等の活用を行う。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ミーティングの頻度を高め、問題意識や情報等を共有するとともに、OJT を積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組むとともに、業務改革・改善を推進する。 	
<p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。 	<p>(1) 現金給付の適正化の推進 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。 特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。 日本年金機構等関係機関との連携を強化する。
<p>(4) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。 <p>(具体的な取組)</p>	<p>(11) 海外療養費支給申請の審査の強化 (実施策)</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<ul style="list-style-type: none"> 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。 令和2年4月1日に新設される被扶養者の国内居住要件等について、適切な審査を行うとともに施行後の動向把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施するなど支給申請の審査を強化する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(5) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。 <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする 【参考】令和元年度実績 0.395% (10月末現在)</p> <p>(※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>① 効果的な内容点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検員のスキルアップを図るため、分析及び面談により点検員の能力の棚卸を行い、定期的に研修や勉強会を実施する。 集計ツール等を活用した再審査結果の分析により、支部の強み弱み及び点検員の能力を把握する。 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。 進捗会議を活性化しPDCAを徹底することで、継続的な業務改善を図る。 </div>	<p>(2) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする 【参考】平成30年度実績 0.410% (10月末現在)</p> <p>①効果的な内容点検の実施 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を実施する。 行動計画による7実施施策について、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額アップに繋げる。 点検員個別の達成状況についてシステムで把握し、個別面談のうえ弱点などをアドバイスすることにより、審査力の向上を図る。 審査医師に対し、審査関係に係る質疑事項の照会を行い知識力の向上を図る。 点検体制を見直し、効率的かつ効果的な内容点検を実施することにより、支部全体の生産性の向上を図る。 <p>(数値目標) 診療内容等査定効果額</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>② 効果的な資格点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ効果的な資格点検により、全件調定について毎月計画的に実施する。 <p>③ 効果的な外傷点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を6か月ごとに送付することにより効果額の向上を図る。 ・ 業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。 ・ 求償の事務処理について、システムを活用した効率的かつ効果的な事務処理を実施する。 <p>④ 多受診者への適正受診指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回システムからデータ取得し、対象者へ照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。受診回数が減らない対象者については、再度文書を送付し適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者一人当たりの過去3年間最高値を上回る。 (過去最高 平成28年度実績 117円) ・ 加入者一人当たりの前年度伸び率を上回る。 (平成30年度実績 11.0%) (10月末現在) ・ 点検員一人当たりの過去3年間最高値を上回る。 (過去最高 平成29年度実績 7,564,165円) ・ 点検員一人当たりの前年度伸び率を上回る。 (平成30年度実績 14.5%) (10月末現在) ・ 再審査請求件数について、過去3年間最高値を上回る。 (過去最高 平成28年度実績 188,471件) <p>②効果的な資格点検の実施 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ効果的な資格点検により、全件調定について毎月計画的に実施する。 (数値目標) ・ 資格点検を確実に実施する。 (加入者一人当たり 1,248円) 【参考】平成30年度実績 653円 (10月末現在) <p>③効果的な外傷点検の実施 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を送付のうえ効果額の向上を図る。 ・ 業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。 ・ 求償の事務処理について、システムを活用した効率的かつ効果的な事務処理を実施する。 <p>(数値目標)</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
	<p>・外傷点検効果額について、前年度を上回る。 (加入者一人当たり 197円) 【参考】平成30年度実績 118円(10月末現在)</p> <p>・外傷点検効果額について、前年度伸び率を上回る。 (伸び率 15.2%) 【参考】平成30年度実績 △13.2%(10月末現在)</p> <p>④多受診者への適正受診指導の強化 (実施策) ・毎月1回システムからデータ取得し、対象者へ照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。</p> <p>(数値目標) ・多受診者への適正受診指導件数について前年度を上回る。 (指導件数 10件) 【参考】平成30年度実績 3件(10月末現在)</p> <p>⑤情報提供サービスの利用拡大 (実施策) ・広報紙などを通じ加入者に対し広報することにより、医療費情報に関する利用申請の増加を図る。</p> <p>(数値目標) (払出件数 630件) 【参考】平成30年度実績 293件(10月末現在)</p>
<p>(6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申</p>	<p>(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ■KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする 【参考】平成29年度実績(確定) 47,184件</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</p> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする 【参考】令和元年度 1.18%(10月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。 施術箇所3部位以上・月15日以上の施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。 <p>☆ 適正受診を促すため、被保険者50人以上の事業所を対象に、リーフレットを配布する。</p>	<p>平成30年度実績(推定) 6,850件</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 平成30年度に神奈川支部が独自に開始した「部位ころがし」の疑いの高い施術所の分析を通じた、柔道整復施術療養費審査会への情報提供を引き続き行い給付の適正化を図る。 <p>(数値目標)</p> <p>患者照会件数について平成30年度を上回る。</p> <p>【参考】平成29年度実績(確定) 12,387件 平成30年度実績(推定) 30,400件</p>
<p>(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部より示された審査事務手順書により審査を行い、給付の適正化を図る。 	<p>(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供する。
<p>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 	<p>(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <p>■ KPI：</p> <p>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする 【参考】平成30年度実績 89.0%(10月末現在)</p> <p>②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする 【参考】令和元年度実績 92.47% (10月末現在) ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする 【参考】令和元年度実績 40.0% (10月末現在) ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする 【参考】令和元年度実績 0.108% (10月末現在) 	<p>とする</p> <p>【参考】平成30年度実績 40.4% (10月末現在)</p> <p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p> <p>【参考】平成30年度実績 0.145% (10月末現在)</p>
<p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療機関や事業所へポスターやチラシなどを配布し、資格喪失届出時の保険証添付の徹底について周知を図る。 ・ 喪失後に受診した者の事業所をピックアップし、重点的に周知を図るチラシを送付する。 ・ 外国人向けのリーフレットを作成のうえ外国人の就業者が多い事業所に送付し、保険証の使用期限などについての周知を図る。 <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソースにより催告状(一次・二次)を早期に送付することにより、債務者に対し納付意識の高揚を図る。 ・ 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名催告状を毎月送付する。 ・ 弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、法的手続きを毎月計画的に実施する。 ・ 高額債務者に対して電話催告を計画的に実施するとともに、保険者間調整を積極的に実施する。 	<p>(実施策)</p> <p>①保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 ・被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施することにより保険証回収の強化を図る。 ・事業所へポスターやチラシなどを配布し、資格喪失届出時の保険証添付の徹底について周知を図る。 ・喪失後に受診した者の事業所をピックアップし、重点的に周知を図るチラシを送付する。 <p>②返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、各種催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ・アウトソースにより催告状(一次・二次)を早期に送付することにより、債務者に対し納付意識の高揚を図る。 ・催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名催告状を毎月送付する。 ・弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、法的手続きを毎月計画的に実施する。 ・高額債務者に対して電話催告を計画的に実施するとともに、保険者間調整を積極的に実施する。 <p>(数値目標)</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>③ 資格喪失後受診の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後の受診者のうち約9割は、事業所へ保険証を返還するまでの短期間に医療機関を受診しており、保険証の使用期限に関する認知度が低いと考えられることから、加入者等に対し保険証の使用期限に係る認知度を高めるため、ポスター及びリーフレットを医療機関等に送付し、窓口等への貼付を依頼することにより加入者等への周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 現年度発生分債権金額について前年度伸び率を上回る。 【参考】平成30年度実績 △10.9% (10月末現在) 債権残高(全債権)について前年度減少率を上回る。 【参考】平成30年度実績 △13.9% (10月末現在) 法的手続きについて本部計画以上の件数を実施する。 (年間 80件以上) 【参考】平成30年度実績 118件 (10月末現在)
<div data-bbox="152 616 1133 858" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(9) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.6%以上とする 【参考】令和元年度実績 87.6% (10月末現在) </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する 	<p>(7) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を87.6%以上とする 【参考】平成29年度実績 85.9% <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 医療機関や市町村と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進するため、まだ申請書が配置できていない医療機関へ働きかけを再度実施する。
<div data-bbox="152 1142 1133 1422" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(10) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以 </div>	<p>(8) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする 【参考】平成30年度実績 86.2% (11月現在) <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、より多くの未提出事業所へ早期に勧奨を行う。また、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>上とする 【参考】令和元年度実績 21.5% (10月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。 	<p>(数値目標)</p> <p>勧奨事業所件数について前年度実績を上回る。</p> <p>【参考】平成29年度実績 約250件 (10月下旬実施)</p>
<p>(11) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、必要に応じてマイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を53.6%以上とする <p>【参考】令和元年度実績 53.6% (9月までの平均利用率)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認システムの利用頻度の低い医療機関に定期的に利用を呼びかけ、利用率の向上を図る。 	<p>(9) オンライン資格確認の利用率向上</p> <p>■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配付した医療機関における利用率を53.8%以上とする</p> <p>【参考】平成30年度実績 53.8% (上期平均利用率)</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在神奈川支部が実施しているオンライン資格確認について、医療機関が効率的に利用できるような使用方法の提供および使用の呼びかけを行い、利用率の向上を図る。
<p>(12) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算の情報を納入告知書に掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。 	<p>(10) 的確な財政運営</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 Ⅰ 医療等の質や効率性の向上 Ⅱ 加入者の健康度を高めること Ⅲ 医療費等の適正化</p>	
<p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ> (具体的な取組) ・ かながわ健康企業宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。 ・ 神奈川県及び4市(横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市)との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的としてデータ提供を行う。</p>	<p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 (実施策) ・ かながわ健康企業宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。 ・ 神奈川県及び4市(横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市)との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。</p>
<p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価(中間評価)し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組の実効性を高める。 (具体的な取組) ・ 上位目標を「循環器系疾患の1人当たり医療費を令和4年度時点で26,222円以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。</p>	<p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実かつ効果的、効率的な実施 上位目標：循環器系疾患の1人当たり医療費を全国平均以下とする (実施策) ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・ 実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。</p>
<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に</p>	<p>① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ■ KPI : 特定健診受診率：49.0% 【参考】平成29年度実績 43.3%</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を53.9%以上とする 【参考】平成30年度実績 44.7% ② 事業者健診データ取得率を4.2%以上とする 【参考】平成30年度実績 1.6% ③ 被扶養者の特定健康診査受診率を26.1%以上とする 【参考】平成30年度実績 18.6% <p>(具体的な取組)</p> <p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内・申込書等をタイムリーに送付する。併せて新規適用事業所および効果が高いと思われる大規模事業所に電話等による受診勧奨を実施する。 ☆ 任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。 ☆ 事業所や加入者等を対象とした、健診(検診車を含む)・保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。 ☆ 地理情報システム(GIS)を活用し、未受診者に対し居住地の近隣にある健診機関を掲載したDMを送付する。 ・ 健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。 ・ 健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を実施する。 ☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。 ☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:652,404人) ・生活習慣病予防健診 実施率 53.3%(実施見込者数:347,750人) 【参考】平成29年度実績 48.2% ・事業者健診データ 取得率 2.8%(取得見込者数:18,000人) 【参考】平成29年度実績 1.2% ○被扶養者(受診対象者数:171,856人) ・特定健康診査 実施率 22.0%(実施見込者数:37,808人) 【参考】平成29年度実績 21.0% <p>(実施策)</p> <p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内・申込書等をタイムリー(6~12月)に送付する。併せて新規適用事業所に電話等による受診勧奨を実施する。 ・任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。(6月) ・地理情報システム(GIS)を活用し、未受診者に対し居住の近隣で実施する会場健診の案内を送付する。(10月) ・健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。(8~2月) ・健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を実施する。(年間28か所) ・事業所の生活習慣病予防健診に対する認識の程度を把握するためのアンケート調査を実施する。(6~12月) ・生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。(通年) ・大規模事業所向けに情報提供サービス(Opti)普及を目的とした広報を実施する。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>【事業者健診データ】 ☆ 事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む業務を一括委託することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。 ☆ 健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を健診機関への委託により実施する。 ・ 商工会議所等と連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。</p> <p>【特定健康診査】 ☆ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。 ☆ 新規加入者に対し受診券を送付する。 ☆ 未受診者対策としてオプション検査等を含めた協会主催の自己負担無料集団健診（会場健診）を2サイクル実施する。 ・ 市町村が行うがん検診との連携強化を図る。 ・ 健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を提供し、受診拡大を図る。 ☆ 過去に集団健診を受診したことのある未受診者（不定期受診者）に対して電話による勧奨を行う。</p>	<p>【事業者健診データ】 ・ 神奈川労働局と連名でデータ提供への協力依頼文書を送付し、事業者健診データの取得勧奨を実施する。 ・ 健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を委託により実施する。（7～2月） ・ 商工会議所等と連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。 ・ 事業所健診データの取得およびデータ作成業務を委託により実施する。（6～12月）</p> <p>【特定健康診査】 ・ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。（6月） ・ 新規加入者に対し受診券を送付する。（7～11月） ・ 昨年・一昨年に集団健診を実施した被扶養者を対象にオプション検査等を含めた集団健診（有料）を実施する。 ・ 未受診者対策として協会主催の自己負担無料集団健診（会場健診）を実施する。（12～3月） ・ 市町村が行うがん検診との連携強化を図る。 ・ 健診機関の協力のもと、被保険者と同様の生活習慣病予防健診を提供し、受診拡大を図る。</p>
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。 ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：特定保健指導の実施率を14.5%以上とする <p>【参考】平成30年度実績 6.0%</p> <p>(具体的な取組)</p>	<p>② 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>■ KPI： 特定保健指導実施率 14.5%</p> <p>【参考】平成29年度実績 4.5%</p> <p>○ 被保険者（対象者数：73,882人） 特定保健指導 実施率 14.4%（実施見込者数：10,639人） （内訳）協会保健師実施分 5.8%（実施見込者数：4,255人） アウトソーシング分 8.6%（実施見込者数：6,384人）</p> <p>【参考】平成29年度実績 4.4%</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。 ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。 ・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導・監督を行うことで実績向上を目指す。 ・ 民間委託機関を活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。 ☆ 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に架電し実施率向上を図る。 ☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。 ・ 集団健診の際、初回面談（分割実施）を実施する。 ☆ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。 ☆ 広告等を利用し、保健指導に携わる保健師を広く募集する。 	<p>○被扶養者（対象者数：2,835人） 特定保健指導 実施率 17.7%（実施見込者数：501人） 【参考】平成29年度実績 7.1% (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査における情報交換の場を活用し推進する。 ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。 ・ 民間委託機関を活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。 ・ 委託によるセミナー形式の特定保健指導の展開を図る。(4会場) ・ 集団健診の際、初回面談（分割実施）を実施する。 ・ 保健師等のマンパワー不足の課題解決に向け、その具体的な対応策について検討する。 ・ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする <p>【参考】平成30年度実績 10.5%（平成29年4月～30年3月受診分）</p>	<p>③重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする <p>【参考】平成29年度実績 10.9%（平成28年4月～29年3月受診分）</p>
<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を委託で実施する。 ☆ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラム 	<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して委託による受診勧奨を実施する。 ・ 電話による二次勧奨を実施する。 ・ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>を委託で実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業所訪問を行うことにより健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化の一環として、健康づくり講座を実施する。 ☆ 健康経営等に関するセミナーを開催し、好事例等の情報を他の事業所へ展開するとともに健康企業宣言事業所同士の横の繋がりを作る場を提供する。 ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして提供し、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図る。 </div>	<p>委託で実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話による二次勧奨件数 4,000件 <p>【参考】平成29年度実績 3,912件(平成28年10月～29年9月実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主治医の指示に基づく保健指導 35件 <p>【参考】平成29年度実績 4名</p> <p>④健康経営(コラボヘルス)の推進 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所訪問を行うことにより健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化の一環として、健康づくり講座を実施するほか、事業所の取組内容の聞き取りを実施して、好事例等の情報を他の事業所へ展開する。 ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善度合いをデータとして提供し、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図る。 <p>(数値目標)</p> <p>宣言事業所数 240事業所</p> <p>【参考】平成30年度実績 170事業所(12月末現在)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。 ・ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI: ① 広報活動における加入者理解率の平均について 42.4%以上と</p> </div>	<p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>■ KPI:</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報活動における加入者理解率について前年の平均値以上とする。 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>する 【参考】令和元年度実績 42.4% ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を44.0%以上とする 【参考】令和元年度実績 43.9% (11月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえ、健診、現金給付、保険料率等に重点を置いた広報計画を策定し、効果的な広報を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体等との協働で、健康保険委員研修会開催を継続するとともに、広報紙等を通じた情報提供を実施する。 ☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等の情報発信を行う。 ☆ 新規適用事業所に健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。 ・ 新規適用事業所の更なる増加が見込まれることから、日本年金機構と協働で、経験の少ない事務担当者向けの研修会を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知と合わせた健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行い、委嘱率の低い層に向けた勧奨も実施する。 	<p>割合を35.1%以上に増やす。 【参考】平成30年度実績 28.7% (9月末現在)</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた広報を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体等との協働で、健康保険委員研修会開催を継続するとともに、広報紙等を通じた情報提供を実施する。 ・ 新規適用事業所が増加していることから、日本年金機構と協働で、経験の少ない事務担当者向けの研修会を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知と合わせた健康保険委員勧奨を継続するとともに、被保険者数の多い事業所に向けた勧奨も実施する。
<p>(4) ジェネリック医薬品の使用促進Ⅰ、Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな指標が追加されたジェネリックカルテを活用し、支部の阻害要因を分析する。 ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。 ・ 他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。 	<p>(4) ジェネリック医薬品の使用促進 ■ KPI：神奈川支部のジェネリック医薬品使用割合を78.1%以上とする 【参考】平成30年度実績 72.6% (6月末現在)</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部の阻害要因を分析する。 ・ 上記の分析結果を基に医療機関及び調剤薬局に効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするため、神奈川県・関係機関等への働きかけを行う。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を79.6%以上とする ※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 【参考】令和元年度実績 75.9%（7月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、鉄道車両、WEB、ラジオなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の使用促進にあたっては、健康保険組合連合会等との連携を図る。 <p>☆ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図り、自己負担額軽減額通知の年2回送付を継続実施する。また、通知対象者のうち自己負担額が発生しない加入者には軽減額通知以外の啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師会との連携等による加入者への情報提供を行う等、積極的な啓発活動を推進する。 ・ 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じて周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図り、自己負担額軽減額通知の年2回送付を継続実施する。 ・ 薬剤師会との連携等による加入者への情報提供を行う等、積極的な啓発活動を推進する。 ・ 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。
<p>(5) インセンティブ制度の周知Ⅱ、Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の実施結果を迅速に検証するとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアを活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 <p>☆ インセンティブ制度や評価指標について、被保険者だけでなく、被扶養者へ制度を周知し、行動変容を促すために、被扶養者が読者層となっているフリーペーパーによる広報を行う。</p>	<p>(5) インセンティブ制度の周知 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアを活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。
<p>(6) パイロット事業の立案Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ) (具体的な取組)</p>	<p>(6) パイロット事業の立案 (実施策)</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<ul style="list-style-type: none"> 神奈川支部案の初採用を目指し、既存の枠組みに捉われない新たな取組を立案し、パイロット事業又は支部調査研究事業として応募する。 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川支部案の初採用を目指し、既存の枠組みに捉われない新たな取組を立案し、パイロット事業又は支部調査研究事業として応募する。
<p>(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信・情報提供<Ⅰ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信を行う。 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■ KPI : ① 地域医療構想調整会議への被用者保険の参加率について100%を維持する ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 健診結果や医療費の集計・分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。 	<p>(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想調整会議への被用者保険の参加率について100%を維持する 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する <p>①医療費データ等の分析 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)をはじめとした分析ツール等を活用し、地域差の要因分析を行う。 <p>②外部への意見発信や情報提供 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療が見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。
<p>(8) 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用促進など支部の事業の推進に資する調査研究を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> オーソライズドジェネリック医薬品が存在する先発医薬品について、先発医薬品および後発医薬品のシェアおよび後発医薬品への切り替え余地を調査し、医療機関等への働きかけの材料とする。 	

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<p>3.組織・運営体制関係</p> <p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準人員をベースとし、業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。 	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。 職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。
<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 評価者研修等を通じて評価者の更なる資質向上を図り、被評価者に対し適切な評価及びフィードバックを行う。 	<p>(2) 人事評価制度の適正な運用 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。
<p>(3) OJTを中心とした人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 支部の研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。 	<p>(3) OJTを中心とした人材育成の推進 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
	<p>風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。</p>
<p>(4) 支部業績評価への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。 	<p>(5) 支部業績評価への対応 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価を通じた、職員の目標達成意識の向上により神奈川支部の業績の向上を図る。
<p>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一社応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 <p>【参考】令和元年度実績 35.8% (10月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な広告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一社応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 	<p>(6) 経費の節減等の推進</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。</p> <p>【参考】平成30年度実績 27.2% (12月末現在)</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。 ・ 電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 ・ 事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 継続的なムダの発掘により経費を削減する。
<p>(6) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底</p>	<p>(4) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 (実施策)</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>平成31年度 全国健康保険協会神奈川支部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。 ・ 効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを旨として、内部統制を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。 ・ アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。 ・ チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。